

大町市スポーツ協会慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、大町市スポーツ協会役職員（以下「役職員」という。）の相互扶助を基として慶弔の事業を行うことを目的とする。

(役職員)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は次の者及び事務局職員とする。

会長、副会長、常任理事、監事、理事

(慶弔の範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは、当該各号の定めるところにより慶弔金、又は見舞金を贈るものとする。

(1) 死亡弔慰

イ 死亡したとき	10,000円 ほか生花又は花環1基
ロ 配偶者が死亡したとき	生花又は花環1基
ハ 父又は母が死亡したとき	弔 電

(2) 傷病見舞金

役職員が疾病にかかり、その疾病が15日以上入院の状況にあるとき
5,000円

(3) 災害見舞金

役職員の在家が、火災、その他の災害に罹災し、相当の被害をうけたとき
5,000円

(4) 結 婚

祝 賀 電 報

(5) 顧問等への死亡弔慰

顧問、相談役が死亡した場合は、5,000円及び弔電

2 前各号のほか特に必要と認める事項については、予算の範囲内において理事会が定める。

(報 告)

第4条 前条による該当者が生じた場合は、加盟団体は、すみやかに事務局に報告するものとする。

(慶 弔)

第5条 慶弔を表す場合は、会長の決裁による。

(答 礼)

第6条 この規程により慶弔金及び見舞金を受けた者は、慣習による答礼は行わないものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。
- 2 大町市体育協会慶弔規程（昭和57年4月21日施行）は廃止する。

規程改正経過

昭和57年	4月21日	制 定
昭和61年	4月 1日	全面改正
平成 3年	4月23日	一部改正
平成20年	4月23日	一部改正
令和 5年	4月25日	一部改正